



0～15歳  
対象

# 現物給付方式に対応した 受給資格証について



福祉医療費助成制度は、受診した医療機関で医療費を窓口負担し、約2～3か月後に口座振込で助成を受ける方式（償還払い方式）が基本でした。平成29年4月には子育て支援の拡充として、0歳から3歳到達年度末まで（4月1日生まれは前月末日まで）の一定条件を満たす子どもを対象に、窓口負担をせずにその場で助成を受ける方式（現物給付方式）を導入し、平成31年4月にはその対象を6歳まで拡大しました。

今回、更なる受診環境を整え、子育て支援の充実のため、令和4年9月から、現物給付方式の対象を15歳（中学生）まで拡大する制度改正を実施します。

令和4年9月1日以降は、現物給付方式に対応した受給資格証を使用してください。

県外受診等で  
使用します

## 【 償還払い方式 】

医療費（保険適用分）を窓口負担し、  
約2～3か月後に助成を受ける方式

一旦窓口で負担 ⇒ 口座振込

令和4年  
9月から  
対象拡大

## 【 現物給付方式 】

医療費（保険適用分）を窓口負担せず、  
その場で助成を受ける方式

窓口負担なし

### 現物給付方式になるための一定条件（全ての条件を満たす必要があります）

鈴鹿市内在住の0歳から15歳到達年度末まで（4月1日生まれは前月末日まで）の子どもで、鈴鹿市福祉医療費受給資格があること

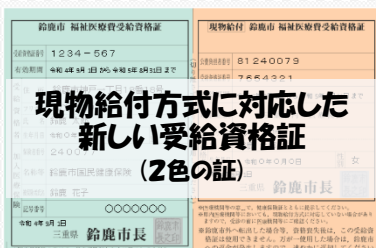
三重県内の医療機関（医科、歯科、調剤、訪問看護）での、保険適用となる医療費であること  
（県内であっても、現物給付方式に対応しているかを、受診の前に医療機関へご確認ください）

現物給付方式に対応した新しい受給資格証と、健康保険証を受診時に提示すること

 毎回、受診する度に提示が必要です

国民健康保険に加入している方で、入院や外来で高額な治療を受ける場合は、**限度額適用認定証**も提示すること（※1）  
（限度額適用認定証は、加入する国民健康保険から発行されます）

※全ての条件を満たさない場合は、償還払い方式となります。



+

保険証

+

限度額  
適用  
認定証

（※1の場合）

提示

窓口負担  
なし 😊

※その他、公費負担制度の受給者証などをお持ちの方は、併せて提示してください

